

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

ひとりで悩まないで!!

あきらめないで!



記者発表資料
平成22年1月21日
横浜市消費生活総合センター
所長 川人(カヒト) 政憲
電話 (845) 5708

若者の消費者被害の未然防止と早期救済に向けて

横浜弁護士会と共催で「若者110番」を実施します

【社会的経験の少ない若者をねらった悪質商法が横行】

平成21年度上半期に寄せられた29歳以下の若者からの相談件数(1,689件)は全体(11,356件)の14.9%で、年代別で見ると30歳代(19.6%)・40歳代(17.5%)に次ぐ順位となっています。

若者の相談では、特にデジタルコンテンツの利用料金請求に関する相談(アダルト情報・出会い系サイト利用料等の架空請求・不当請求など)が、未成年者では62.4%、20歳代でも27.6%を占めています。ほかには、未成年者では携帯電話に関するもの、20歳代ではエステティックサービスや賃貸アパートの契約トラブル等が上位を占めています。

また、販売・購入方法別に見ると、キャッチセールスやマルチ商法による被害の相談が多いのも若者の相談の特徴です。

そこで横浜市消費生活総合センターでは、若者の消費者被害の未然防止と早期救済を目指して、横浜弁護士会と共催で次のとおり「若者110番」を実施します。

※「デジタルコンテンツ」 インターネットを通じて得られる情報に関する相談。情報を得る媒体は、パソコン、携帯電話、携帯用端末など端末の種類は問わない。

- ・実施日 平成22年1月28日(木)・29日(金)
- ・時間 午前9時00分～午後5時15分(正午～午後1時は 電話のみ)
- ・対象 原則として 市内在住・在勤・在学の29歳以下の方
- ・相談方法 電話、来所(要予約)、FAX
- ・専用電話 045(845)6666 FAX 045(845)7720
- ・場所 横浜市消費生活総合センター
(地下鉄・京急「上大岡」駅下車)
横浜市 港南区 上大岡西1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー 4F
- ・相談体制 消費生活相談員・弁護士(消費者問題対策委員会所属)
- ・共催 横浜弁護士会・横浜市消費生活総合センター



横浜市消費生活総合センターでは、「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」に参加し、関東甲信越の都県政令市の消費生活センター等と共に、若者向け啓発ポスターやリーフレット等を統一デザインで作成するとともに、「若者110番」を一斉に実施することで、若者の消費者意識を喚起する広域的効果をねらいます。

なお、共催の横浜弁護士会消費者問題対策委員長から、開催にあたってのコメントが別紙のように寄せられています。

「若者110番」に寄せて

横浜弁護士会 消費者問題対策委員会
委員長 芳野直子

近年、消費者を取り巻く環境は、大きく変化しつつあります。

情報通信機器は急速に普及し、その結果便利になった反面、深刻な犯罪がらみの問題が多発しています。

さらに、長引く不況、若者の就職難は、「サイドビジネス」「就職」などを装って高額な商品売り込む悪質業者を生み出し、大きな社会問題となっております。

横浜市消費生活総合センターに寄せられる相談の現状を見ると、今年度上半期の相談件数は11,356件。その内、未成年者と20歳代の若者からの相談件数は1,689件となっております。

中でも、パソコンや携帯電話など情報通信機器を利用したデジタルコンテンツに関するトラブルの相談が依然として上位を占めています。

特に「無料の懸賞サイトに登録したら、自動的に有料の出会い系サイトの登録になっていた」「契約した覚えが無いのに、アダルトサイトから不当に料金を請求された」といった架空請求・不当請求の相談が目立っています。

エステサービスなど理美容についても、クレジット契約によるため、被害額は高額化しています。

契約行為に不慣れな多くの若者が、悪質な消費者トラブルに巻き込まれていることが予想されます。

横浜弁護士会では、このような実態を踏まえ、今年度におきましても、横浜市消費生活総合センターと共催し、平成22年1月28日（木）29日（金）の両日「若者110番」を実施し、若者の被害の防止と早期解決を図ります。ぜひこの機会にご相談ください。

<連絡先>

横浜法律事務所

横浜市中区相生町1-15 東商ビル7F

TEL 045-662-2226